

東京社会保険協会

# 社会保険新報



平成 26 年 / No.766

## 目次

### ■ 協会けんぽ東京支部からのお知らせ

- ・ はり・きゆう、あん摩・マッサージのかかり方 / 2
- ・ 整骨院・接骨院のかかり方 / 3

### ■ 日本年金機構からのお知らせ

- ・ 9月分保険料(10月納付分)から  
厚生年金保険料率が変わります / 4
- ・ フロッピーディスク(FD)の受付を終了します / 4
- ・ 月額変更届の提出について / 5
- ・ 「わたしと年金」エッセイ募集中 / 5
- ・ 国民年金ひとことメモ / 5

### ■ フィオーレ健診クリニックからのお知らせ

- ・ 男性健診フロアのご案内 / 6

### ■ 東京社会保険協会からのお知らせ

- ・ 海外出向・外国人採用の  
社会保険の取扱い(社会保障協定)  
に関する講習会 開催のお知らせ / 7

### ■ すいそう

- ・ 東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

健康保険による、はり・きゅう、あん摩・マッサージの適正な受診にご協力をお願いします。

# はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

## ○健康保険の対象となるのは次の場合です

はり ・ きゅう	① <b>神経痛・リウマチ・五十肩・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症</b> 神経痛・リウマチなどと同一の範疇とされる慢性的な疼痛についても、認められる場合があります。 ② <b>医師がはり・きゅうの施術について同意していること</b> 保険医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合など、医師による適当な治療手段がなく、 <b>医師がはり・きゅうの施術を受けることを認め、同意した場合</b> です。
あん摩 ・ マッサージ	① <b>筋麻痺や関節拘縮などに対する医療上のマッサージ</b> 疲労回復や慰安が目的のマッサージなどは、健康保険の対象となりません。 ② <b>医師があん摩・マッサージの施術について同意していること</b> ①の症状が認められ、麻痺の緩解措置あるいはその制限されている関節の可動域の拡大と筋力の増強を促し、症状の改善を目的として、 <b>医師があん摩・マッサージの施術が必要と同意した場合</b> です。

## ⚠️ 施術を受けるときの注意

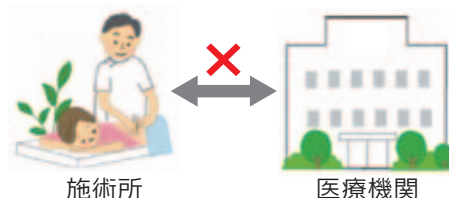
### はり・きゅう

#### ■医療機関との併用での施術は認められません!

はり・きゅうの施術で健康保険が使えるのは、**医師による適当な治療手段がない場合のみ**です。したがって、はり・きゅうの施術を受けながら、並行して保険医療機関で同じ傷病の治療（診察または検査は除きます。）を受けた場合は、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象となりません。

医師から薬や湿布を処方された場合も、治療行為となり、はり・きゅうの施術は、健康保険の対象となりません。ご注意ください。

同一傷病の治療の場合



### はり・きゅう、あん摩・マッサージ

#### ■定期的に医師の同意が必要です!

健康保険を使って、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を**継続して**受けるには、**3か月ごとに医師の同意が必要**です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象となりません。なお、変形徒手矯正術の施術を受ける場合は、1か月ごとに医師の同意書の添付が必要です。

#### ●療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ずご自身で署名または捺印をしましょう!

**療養費支給申請書**は、患者が施術費用の一部を協会けんぽに請求して支払いを受けるために必要な書類です。療養費支給申請書には、**傷病名・日数・金額などが記載**されています。よく確認したうえで、**ご自身で署名・捺印**してください。

#### ●領収証をもらいましょう!

領収証は、医療費控除を受ける際に必要となります。**大切に保管**してください。

### お願い 協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります!

はり・きゅう師、あん摩・マッサージ師から提出された**療養費支給申請書**について、適正な支払いを行うため、施術を受けた加入者の皆様に、協会けんぽより電話または文書で、**施術年月日・施術内容などを照会**させていただきます。照会の際は、**必ずご自身でご回答**くださいますよう、ご協力をお願いします。

#### ●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

健康保険による、整骨院・接骨院の適正な受診にご協力をお願いします。

## 整骨院・接骨院のかかり方

### ○健康保険の対象となるのは次の場合です

急性または亜急性の外傷性の**骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷**

骨折・脱臼については、応急手当を除き、あらかじめ医師が診察して同意を得ていることが必要です。

### ×健康保険の対象とならない例

- ×単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- ×保険医療機関(病院、診療所など)で治療中の負傷
- ×病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み
- ×労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

### ⚠️ 施術を受けるときの注意

#### ●負傷の原因を正しく伝えましょう!

何が原因で負傷したのか、柔道整復師にきちんと話しましょう。外傷性の負傷ではない場合や負傷の原因が明確でない場合は、健康保険の対象となりません。

#### ●受取代理人欄を記入する場合は、施術内容(傷病名・日数・金額など)をよく確認し、必ず患者本人が記入しましょう!

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求して支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な支払いの取り扱いとして、「受領委任」という方法が認められています。

「受領委任」とは、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を協会けんぽに請求する方法です。このため、多くの整骨院・接骨院の窓口では、病院などにかかったときと同じように、自己負担分のみでの支払いで施術を受けられます。



#### ●領収証をもらいましょう!

平成22年9月の施術分より、領収証を無料で発行することが義務づけられています。「保険分合計・一部負担金・保険外の金額」の内訳が明記されています。必ずご確認ください。また、領収証は、医療費控除を受ける際に必要となります。大切に保管してください。

#### ■施術が長期にわたる場合は、一度、医師の診察を受けましょう!

長期間の施術を受けても治療の改善効果がみられない場合は、内科的な要因も考えられます。一度、医師の診察を受けましょう。

### お願い 協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります!

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とならない施術の請求や不適切な請求も一部に見受けられます。

適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、協会けんぽより電話または文書で、**負傷原因・施術年月日・施術内容などを照会**させていただくことがあります。そのため、受診の記録(負傷部位・施術日・施術内容など)や領収証を保管していただき、**照会の際は、必ずご自身でご回答くださいますよう、ご協力をお願いします。**

協会けんぽ東京支部

ホームページ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>

協会けんぽ東京

検索

●協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで



## 9月分保険料(10月納付分)から 厚生年金保険料率が変わります

厚生年金保険の保険料率は、平成16年の法律改正により、将来の保険料水準を固定したうえで、給付水準を調整する仕組み「**保険料水準固定方式**」が導入され、平成29年9月に18.3%で固定されるまで、**毎年9月に段階的に引き上げ**られます。平成26年9月分(10月納付分)からの保険料率は、下記のように改定されます。

### 平成26年9月分から平成27年8月分までの保険料率

一般被保険者	17.474%
船員・坑内員	17.688%

\* 厚生年金基金に加入している被保険者の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4~5.0%)を控除した率となります。免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入している厚生年金基金にお問い合わせください。

**厚生年金保険料を控除される際は、お間違いのないようご注意願います。**

### 【参考】平成27年9月分以降の保険料率

適用期間	厚生年金保険料率	
	一般被保険者	船員・坑内員
平成27年9月分から平成28年8月分まで	17.828%	17.936%
平成28年9月分から平成29年8月分まで	18.182%	18.184%
平成29年9月分以降	18.300%	

### 厚生年金保険料額の決定方法

厚生年金保険の保険料額は、毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に共通の保険料率を掛けて計算されます。保険料は、**事業主と被保険者が半分ずつ負担**します。

毎月の保険料額	標準報酬月額 × 保険料率
賞与の保険料額	標準賞与額 × 保険料率

### 厚生年金保険料の納付

厚生年金保険料の納付義務者は、事業主です。毎月の給与や賞与から被保険者負担分を差し引いて、事業主負担分と合わせ、**翌月末日までに納める**ことになっています。

保険料額については、毎月下旬に、**保険料納入告知額通知書**または**保険料納入告知書**をお送りしてお知らせしています。事業主には、当該通知書等に記載された保険料を、月末までに口座振替や金融機関の窓口などで納めていただきます。

## フロッピーディスク(FD)の受付を終了します 平成26年9月末

健康保険・厚生年金保険の適用関係の手続きについて、平成26年9月末をもって、フロッピーディスク(FD)を利用した届出の受付を終了します。現在、FDを利用して届出をしている事業主の皆様は、お早めにCDまたはDVDでの届出に切り替えていただきますようお願いいたします。





## 月額変更届の提出について

標準報酬月額は、原則、被保険者資格取得届や算定基礎届によって決定しますが、**固定的賃金の増減などで報酬が大幅に変動**した場合は、**月額変更届**により改定を行います。月額変更届は、従前の標準報酬月額と変動後の標準報酬月額に2等級以上の差が生じた場合に提出します。

7月に日本年金機構へ提出した**算定基礎届 総括表**に記入された**8月または9月に月額変更予定の方が**、予定どおり**月額変更**に該当する場合には、**月額変更届を忘れずに提出してください。**

## 「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構では、11月を**ねんきん月間**として、厚生労働省と協力して啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。その一環として、広く国民の皆様から、**公的年金制度との関わりについてのエッセイ**を募集しています。

<b>テーマ</b>
公的年金の大切さ、社会保障としての公的年金の意義に関するエピソードなど、何でも結構です。
<b>募集期間</b>
9月19日(金)まで
<b>募集要領</b>
日本年金機構ホームページをご覧ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">平成26年 わたしと年金エッセイ</div> <input style="margin-left: 10px;" type="button" value="検索"/>
* 郵送または電子メールで応募できます。



山形県年金ポスターコンクールより

## 国民年金ひとことメモ ▶ 国民年金法等の法律改正について

政府管掌年金事業等の運営の改善を図ることを目的とした「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日成立：平成26年6月11日公布）」のうち、国民年金に関連する主な改正についてお知らせします。（【】は施行期日）

### 1 国民年金保険料の納付率の向上方策等

- 納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から**50歳未満の者に拡大**する。【平成28年7月1日】  
\* 平成37年6月までの時限措置
- 現行の後納制度に代わって、**過去5年間の国民年金保険料を納付することができる制度を創設**する。【平成27年10月1日】 \* 平成30年9月までの時限措置
- 国民年金保険料の全額免除について、**指定民間事業者が被保険者からの申請を受託できる制度を創設**する。【平成27年7月1日】

### 2 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設

- 事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、**特例保険料の納付等を可能とする制度を創設**する。【公布日から2年以内で政令で定める日】

### 3 年金記録の訂正手続きの創設

- 年金個人情報について、**被保険者等による訂正請求を可能**とし、民間有識者の審議に基づき、**厚生労働大臣が訂正する手続きを整備**する。厚生年金保険も同様。【訂正請求の受付・調査の開始は平成27年3月1日、訂正決定等の実施は平成27年4月1日】

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室  
完備 からののお知らせ

2階

## 男性健診フロアのご案内

健康は大切な宝物。

疾病の予防と早期発見をモットーに、皆様の健康ライフをサポートします。

健診を受けたいと考えていても、時間やきっかけがなかったり、なかなか最初の一步を踏み出せない方もいます。フィオーレ健診クリニックでは、リラックスして受診できるよう、受付から検査終了まで、スタッフがきめ細やかに対応します。



受付

- ✓アクセス抜群!
- ✓ワンフロアで受診! (肺がんCT検査・胃カメラ検査を除く)
- ✓短時間で検査終了!
- ✓人間ドックは当日、医師による結果説明! (土曜日を除く)

受付時間・所要時間 ※所要時間は受付から検査終了まで(オプション検査は除く)の目安です。											
健診コース	午前の部					午後の部				所要時間	
	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	10:30	12:30	13:00	13:30		14:00
各種人間ドック (付加健診を含む) ※健診終了後、お食事券をお渡しします。	●	●	●	●	●		●	●			約90分
生活習慣病(予防)健診・ 若年層健診 PLUS	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	約60分
若年層健診・定期健康診断		●	●	●	●	●	●	●	●	●	約45分



通路



待合ロビー



検査ロビー



受診者専用ラウンジ(1階)



結果説明待合室(1階)



肺がんCT検査(B2階)



脳検査(業務提携)

## 9月上旬には、3階を男性の方用の健診フロアに改装!

よりよい環境で快適に健診を受けていただくため、健診フロアを改装します。

**フィオーレ健診クリニック**

大江戸線「東新宿」駅より徒歩1分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211  
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00  
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



## 社会保険事務講習会

# 海外出向・外国人採用の社会保険の取扱い(社会保障協定)に関する講習会 開催のお知らせ

事業所の社会保険事務担当者の方を対象に、海外出向や外国人採用の際の社会保障協定による社会保険の取扱いに関する事務講習会の受講者を募集します。

開催日時等	募集定員 応募締切日	対象者	参加費用	概要
平成26年10月24日(金) 時間：14時～16時 講師：安中 繁 先生 (特定社会保険労務士・オフィスサンエス 安中社会保険労務士事務所) メール申し込みURL <a href="https://fofa.jp/tosyaky/a.p/162/">https://fofa.jp/tosyaky/a.p/162/</a>	200名 9月19日(金) 必着	事業所の社会保険 事務担当者	【会員事業所参加者】 無料 【非会員事業所参加者】 受講当日 3,000円(1名)	海外との人材交流が増えるなか、労働者を派遣または受け入れる場合、相手国との間に社会保障協定を締結していることがあります。社会保障協定の制度と仕組み、手続きについて

### 応募方法

受講希望の方は、**メール** または **郵送** の2通りの方法でお申し込みいただけます。

#### ✉ メールによる申し込み

本会ホームページまたは**メール申し込みURL**にアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力し、応募締切日までにお申し込みください。応募結果は、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

#### 〒 郵送による申し込み

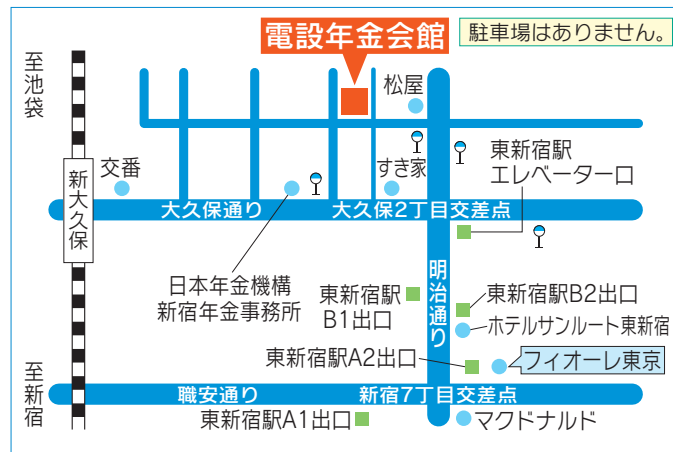
下の**海外出向・外国人採用の社会保険の取扱い(社会保障協定)に関する講習会参加申込書**を印刷して、必要事項を記入し、会員事業所の方は会員番号を記入または平成26年度協会費払込受領証のコピーを貼付して、応募締切日まで以下の**申し込み・お問い合わせ先**までお送りください。後日、応募結果などについて発送します。

**必ず返信用封筒に宛先を明記のうえ、82円分の切手を貼って同封してください。2名以上の場合は、それぞれお申し込みください。**

### 会場および地図

**電設年金会館** (東京都電設工業厚生年金基金会館)  
新宿区大久保2-8-3

- JR 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅B1出口より徒歩5分



応募者多数の場合は抽選とします。

### 申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 一般財団法人 東京社会保険協会  
講習会「社会保障」係 TEL 03-5292-3596

## 海外出向・外国人採用の社会保険の取扱い(社会保障協定)に関する講習会参加申込書

(ふりがな)		年 齢	性 別	協会費払込受領証 貼付欄
お 名 前		歳代	男 ・ 女	
事 業 所 名				
会 員 ・ 非 会 員	会員(会員番号 ) ※平成26年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。	非会員	不明	
所 在 地	〒			
連 絡 先 電 話 番 号			(事業所・個人)	
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	全国健康保険協会(協会けんぽ) ・ 健康保険組合 ・ その他			

会員事業所の方は、左に会員番号を記入していただくか、金融機関などの受領印のある平成26年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。

※上記情報は、申し込み・受付事務および応募結果発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

※返信用封筒が同封されていないなど、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。





## 怖い話：「押せば命の泉湧く」じゃないの？

編集委員 小池 敏夫



先日、目にした新聞記事に、「政府は、2014年版の少子化社会対策白書と障害者白書、消費者白書を閣議決定した」との書き出しで、現代社会が抱えている幾つかの問題点と今後の課題が紹介されていた。その中で気になったのが、「消費者白書」。記事の一部を紹介すると、「インターネット通販のトラブルなどが増え、消費生活相談件数の総件数が約92万5千件となり、9年ぶりに増加。特に高齢者の相談件数が5年前と比べて62.8%増と急増。昨年の消費者トラブルは約1,010万件、支出総額は約6兆円。情報通信サービスに関する相談件数は2009年度に約2万4千件だったものが、2013年度は1.7倍の約4万件に増加…」。

ふと、我が身を思う。最近、頭の先から足の先まで必要と思うものは、ほとんどネットで購入。年のせいか、人込みに出るのが煩わしい。パソコンの画面でカタログを閲覧し、そのまま発注。支払いは居ながらにしてクレジットカードで決済。便利じゃございませんか。一度この味を覚えると病みつきになります。初めの頃は、チェックの厳しいカミサンの目を盗んで購入に動んでいたものですが、最近では一家そろってネット通販ファミリー。さて、そろそろ本題に入りましょうか。

帰宅後自宅のパソコンのメーラーを立ち上げ、受信メールをチェックするのが日課。いろいろ要りもしないメールが山ほど。一括削除してしまえばよいものを、そこは貧乏性。「もしかすると重要なメールが来ているかも…」なんて、ありもしない期待を抱き、最低でも30件以上あるメールをつぶさにチェック。すると、「楽天市場」からの注文自動配信メールがら通も届いている。

なんじゃこりゃ！ 最近、「楽天市場」で物を買った覚えはない。メールを開いてみるとら通とも同じ内容。書き出しは、「楽天ショップのご注文を受け付けました。注文に覚えのない方は本文をご確認のうえ、注文キャンセルを行ってください」。本文では、149,400円のシャープ3Dクアトロ液晶テレビアオスを購入されたので、このままキャンセルをしないと商品が発送され、代金をお支払いいただくことになる。心当たりがなければ、ここ（キャンセル用URL）をクリック。と、さもそれらしい文面で、キャンセル用のURLをクリックさせようと、再三にわたり要求している。当然のことながら、身に覚えはない。記載されている金額が金額だけに不安を掻き立てられる。これは、何かの間違いだらうから至急キャンセルしなくては…と思いつま、キャンセルボタンへ誘導するのが、このメールの狙い。

皆さんも心当たりはございませんか。「楽天市場」のサイトで調べたところ、まったく同一内容のメールが多数配信され、受信者から「楽天」に問い合わせが寄せられていることが判明。「楽天」では注意喚起を行っていた。こんなメールが、最近増加し続けている。いくつか事例を紹介しましょう。

(1) **タイトル**：（緊急連絡）「クレジット決済セキュリティコードが確認されました。お間違えがなければ決済完了となります」

**本文**：こちらのメールは、ネットショッピング等で「第三者のなりすましクレジット決済」を防ぐための「決済時のセキュリティコード入力後の自動配信メールです」。現在20万円の商品の決済にて、認証コードが確認されました。こちらの決済に身に覚えがない場合は、第三者によるなりすましクレジット決済の可能性がございますので、**下記ボタン**より認証を行ってくださいませ。放置しますと決済が行われ、お支払いすることとなりますので十分お気をつけください。決済確認および解除はコチラから。

(2) **タイトル**：（宅配便不在MAIL通知）「不在通知のご連絡です」

**本文**：お客様宛にお荷物のお届けに上がりましたがご不在のため、いったん持ち帰りました。受取期限が過ぎているため、WEB配送となり

ます。配送物は下記よりご確認くださいませ。問い合わせNo【32525522】を下記URL、お荷物問い合わせページ内よりご入力ください。

(3) **タイトル**：（緊急連絡）「全国銀行決済ネットワーク」

**本文**：全国銀行資金決済ネットワークの松村です。ご依頼主様より、貴方様が現在行われている送金をすべてこちらの全銀ネットが引き継ぎ、送金を行う【送金依頼】が届き、ご連絡した次第です。ご依頼主様からはSNSサイトのポイントを通じて貴方様と取引中と報告を受けておりますので、こちらで引き継ぎ、すべて「おまとめ」して高額送金を行います。……受取人様（貴方様）の本人確認を取りたくご連絡いたしました。……**こちらのメールアドレス**までご返答ください。

このほかにも、**日本年金機構**、**アマゾン**、**日本銀行**（担当：南）、**日本郵便**等々、よくもここまでと感動してしまうほど。これらを一纏めに、「なりすましメール」（詐欺メール）と言います。実在する企業団体や個人の名を騙り、貴方を落とし入れようとするメールです。

冷静になってメールの文面を見てください。あたかも貴方宛のメールのようですが、キチンと宛名が記載されていますか。メールアドレスだけではありませんか。差出人の連絡先、住所、代表者名は記載されていますか。何となく怪しげなメールアドレスやURLではありませんか。仮に、電話番号が記載されていても、携帯電話の番号ではありませんか。そもそも、このようなところからメールが届くように、貴方は登録などを行っていますか。実在する企業・団体では、登録のない人宛に個人情報や金銭を請求するメールを配信することはありません。ましてや、宛名を明記せず送るなど考えられますか。ここでもうひとつ許せないメールを紹介します。

**タイトル**：（緊急連絡）【病院より緊急連絡、自動配信メール】ご自身の身内の方が「交通事故」に遭い、命に関わる状況にあります。このメールは緊急連絡指定アドレスを登録されている身内の指定の方に、自動で配信されるメールとなっております。

**本文**：これより搬送先にて、緊急オペが開始されます。お手続きをスムーズに行い、認証サービスを事前に行うことで、病院の受付をスムーズにクリアし、案内が可能となっております。このサービスは、緊急の場合にクライアント様のご指定のアドレスに連絡してほしいと登録されているアドレスに関して送信されるものです。**下記ボタン**より事前受付を済ませてください。……一刻を争う状況にございますのでお急ぎください。

あきれて、開いた口が塞がらないとは、このことを言うんでしょうね。病院名も患者名も記載されていない。メールの配信事業者の名称さえも明記されていない。

しかし、オレオレ詐欺と一緒に、人は誰しも心の片隅に少なからず不安や負い目を抱えているものです。そこにつけこむのが悪人。ゆめゆめだまされることのないよう、細心の注意を怠らないことです。団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、仕事に人生を見出した世代がリタイアにより拠り所を失ったとき、世はまさにネット社会。ボケ防止と称して俄作りのネットサーファー。そんな貴方が狙い目です。わずかな老後の蓄えを、ふとしたきっかけで失う。要らぬトラブルに見舞われる。そんなことにならぬようご用心！

さて、そろそろ纏めに入りましょうか。当然のことながら、「もしクリックしたらどうなるの」との問いには、このようにお答えいたしましよ。 「貴方も、めでたく消費者白書の一端を担える」と。実のところ、私、クリックしたことがございません。賢明な人間なんです。聞くところによれば、クリックすると、金銭を要求されたり、個人情報報を詐取されたり、ろくなことはないそうで、決して楽しい思いはできないそうです。

そこで一句「不用意な そのクリックが 命取り」。昔は、「指圧の心は母心、**押せば命の泉湧く**」だったんですがね。